



BA東京タイムス

発行人 金内光信

編集人 森本善三

印刷所 ㈱プレス

発行所
東京都美容生活衛生同業組合

〒151-0053
東京都渋谷区代々木1-56-4
美容会館
TEL (03) 3370-2131(代)
FAX (03) 3379-0160
http://www.beauty-city.com

DATA1 新型コロナウイルス感染症の影響の有無 (%)

	影響はない	現時点では影響はないが、今後影響が出る可能性がある	影響はあったが、現時点では収束している	影響があり、今後も影響が続く見込み
全業種	2.3	5.8	8.0	84.0
美容業	2.1	9.0	17.8	71.1

調査の実施要領

- ・調査時点 2020年9月上旬
- ・調査方法 訪問調査
- ・調査対象 生活衛生関係営業 3,290企業
- ・有効回答企業数 3,147企業(回答率95.7%)
(業種内訳)美容業467企業、飲食業1,430企業、理容業423企業、ホテル・旅館業179企業、クリーニング業262企業、その他386企業

DATA2 新型コロナウイルス感染症の影響の有無(前回調査との比較) (%)

		影響はない	現時点では影響はないが、今後影響が出る可能性がある	影響はあったが、現時点では収束している	影響があり、今後も影響が続く見込み
全業種	前回	1.8	2.6	6.9	88.7
	今回	2.3	5.8	8.0	84.0
美容業	前回	0.9	2.4	15.8	81.0
	今回	2.1	9.0	17.8	71.1

DATA3 事業への影響(複数回答) (%)

	その他	従業員が感染、または濃厚接触者になった	新規出店、新規事業の延期・中止	取引先(仕入先、外注先等)の事業停止や倒産の発生	マスクや消毒液などの衛生用品が確保できない	休業(一時的なものを含む)	営業時間の短縮・変更	売上(来店客)が減少
全業種	4.0	1.7	3.6	8.4	11.0	41.7	54.2	96.3
美容業	4.5	2.5	3.5	2.8	12.5	32.0	51.0	96.0

DATA4 売上の減少幅 (%)

	80%以上	70%以上80%未満	60%以上70%未満	50%以上60%未満	40%以上50%未満	30%以上40%未満	20%以上30%未満	10%以上20%未満	5%以上10%未満	5%未満
全業種	5.9	3.8	6.4	10.1	10.2	15.5	18.8	16.6	8.8	4.0
美容業	0.0	0.5	1.3	6.5	9.4	12.0	22.7	24.2	17.7	5.7

2面に続く

日本政策金融公庫

生衛業の新型コロナに関するアンケート調査結果

前回比やや好転も影響続く厳しい状況

日本政策金融公庫では、生活衛生関係営業の業種を対象とした新型コロナウイルス感染症についてのアンケート調査を実施し、このたび結果を公表しました。今号では、その結果をご紹介します。(記事は全美連機誌「ぜんび」2月号より抜粋し、図表では他業種を省略しています)

有無について業種別に前回調査と比較しています。それによると美容業は、「影響があり今後も影響が続く見込み」と回答した割合が81・0%から71・1%と約10ポイント減少する一方で、ホテル・旅館業については「影響があり、今後も影響が続く見込み」と回答した割合が前回調査、今回調査ともに高い結果となりました。

と回答しており、美容業においては、8・3%という結果になりました。DATA5は売上の減少幅を業種別・前回調査との比較で見たと、美容業においては20%未満が47・6%と、もともと多くなっており、次いで「20%以上50%未満」(44・1%)が続いています。前回調査との比較では、美容業を含めた全業種で「50%以上の減少」が減り、「50%未満」が増加していることから、厳しい状況ではあるものの、回復傾向にあることが読み取れます。

コロナ禍で困窮する美容経営

金内理事長が支援金要請

さる2月1日(月)、当組合の金内理事長が参議院会館に於いて、片山さつき参議院議員、内閣審議官、中小企業庁の担当官と面談し、緊急事態宣言下での美容業の窮状を訴え、美容業にも中小事業者に対する一時支援金の給付と、そのことの明記をお願いしてきました。

これは経済産業省が、時短営業している飲食店以外にも一時金を給付する方針を明らかにしたこと、外泊・移動の自粛等で美容サロンも客足が減り売上も減少していることを金内理事長が直接業界の現状として説明したものです。

その後、経済産業省はホームページで内容変更の可能性があると断りを入れて「一時支援金の概要について」を更新。それには一時支援金の対象業種に美容業が含まれ明



記されていました。支援金の要件は、外出自粛等の影響で本年1月、2月、又は3月の売上が対前年又は前々年比で50%以上減少していることとし、法人は上限60万円、個人事業者は上限30万円を給付するとなっています。受付開始は3月上旬を予定。(2月24日現在) ※関連記事3面

1千万円以下の割合が全業種で69・8%、美容業では86・3%という結果になりました。

DATA1～DATA7までの結果から、コロナ禍における生活衛生関係営業の売り上げの減少幅は縮小傾向にあるものの、依然として厳しい状況が続いていることが読み取れます。

平成16年4月1日から消費税法において、事業者が消費者に対して予め価格を表示する場合には、税込価格を表示することが義務付けられました（総額表示義務）が、平成26年4月1日及び令和元年10月1日の二度の消費税引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼り替え等の事務負担に配慮する観点から特別措置法により特例が設けられ、令和3年3月31日までの間、一定の要件の下、税込価格を表示することを要しないこととされています。この特例の失効後の本年4月1日からは税込価格の総額表示が義務化されます。

- 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- 店頭の値札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

◇総額表示に《該当する》価格表示の例

※税込価格10,780円（税率10%）の商品の例

10,780円	10,780円(税込)	10,780円(うち税980円)
10,780円(税抜価格9,800円)	10,780円(税抜価格9,800円、税980円)	
9,800円(税込10,780円)		

- ・税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

消費者が値札や広告により、商品・サービスの選択・購入をする際、

- ・支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、
- ・価格の比較も容易にできるよう、

総額表示義務は、平成16年4月より実施されているものです。

■総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800円(税抜)	9,800円(本体価格)	9,800円+税
------------	--------------	----------

※平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日以降は、総額表示が必要になります。

料金等の表示は税込価格で4月1日より義務化



Q1 税込価格に加えて税抜価格を表示することは認められるのですか。

A 「総額表示義務」は、税込価格の表示を義務付けるものであり、税込価格に加えて税抜価格も表示することが可能です。ただし、この場合、税込価格が明瞭に表示されている必要があります。明瞭に表示されているかどうかの考え方については、「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」（平成25年9月10日 消費者庁）をご覧ください。

Q2 「総額表示」への移行に伴い、レジシステムを変更する必要があるのですか。

A 「総額表示義務」は、値札や広告などにおいて「消費税相当額を含む支払

総額」の表示を義務付けるものであってレジシステムの変更を義務付けるものではありません。

Q3 商品本体のパッケージや下札などに税抜価格が表示されていますが、こうした表示についても全て税込み価格に変更する必要がありますか。

A 総額表示の義務付けは、消費者が商品やサービスを購入する際に、「消費税相当額を含む価格」を一目で分かるようにするためのものです。したがって、個々の商品に税込価格が表示されていない場合であっても、棚札やPOPなど

よつて、その商品の「税込価格」が一目で分かるようになっていれば、総額表示義務との関係では問題ありません。

なお、インターネットやカタログなどを用いた通信販売に関しては、ウェブ上、カタログ上において税込価格が表示されていれば、送付される商品自体に税抜価格のみが表示されていたとしても、総額表示義務との関係で問題はありません。

Q4 「希望小売価格」も総額表示にする必要がありますか。

A 製造業者等が商品カタログや商品パッケージなどに表示している、いわゆる「希望小売価格」は、小売店が消費者に対して行う価格表示ではありませんので、「総額表示義務」の対象にはなりません。ただし、小売店において、製造

よくある
ご質問
Q&A

国家検定制度の着付け技能検定の試験要領が発表されましたので概要をお知らせします。紙面の都合上、一部省略していますので、詳細は記事末に記載の技能センターにお問合せ頂くか、ホームページにアクセスしてください。

受検資格

1級 実務経験5年以上又は各種学校卒業後実務経験2年～4年（授業時間で異なる）

2級 実務経験2年以上又は各種学校卒業者は各種学校卒業後実務経験2年～4年（授業時間で異なる）

※実務経験とは他装又は着付け指導の業務に携わった経験を言う。

※各種学校とは大学、短大、高校専攻科、専修学校、普通職業訓練修了者で、美容科、着付け科、和装科、被服科に限る。

受検申請期間

- ・学科
3月1日（月）～5月7日（金）
- ・実技
7月7日（水）～

業者等が表示した「希望小売価格」を自店の小売価格として販売している場合には、その価格が総額表示義務の対象となりますので、「希望小売価格」が「税抜価格」で表示されているときは、小売店において、

国家検定制度
着付け技能検定のお知らせ

7月30日（金）
申請窓口
全日本着付け技能センター事務局
渋谷区代々木1-56-4
美容会館1階

試験日程

- ・学科 6月8日（火）
- ・実技
9月13日（月）～12月21日（火）

試験実施地

- ・学科
札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・福岡
- ・実技 前記各地ほか

※会場はホームページ等で順次公表予定

受検料

- ・学科
1級 8,900円
2級 8,900円
- ・実技
1級 18,500円
2級 16,700円

問合せ先
全日本着付け技能センター
TEL 03-3370-1740
ホームページ
<http://www.kitsuke.or.jp>

「税込価格」を棚札などに表示する必要が生じます。※総額表示について、更に詳しくお知りになりたい方は、財務省HPの「消費税の総額表示義務と転嫁対策に関する資料」ページをご覧ください。

緊急事態宣言

外出自粛で影響の事業者にも一時支援金
売上50%以上減少の美容サロンも対象へ

経済産業省は2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者に「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を給付するその概要を公表しました。給付対象業種には美容業も含まれていますが、給付要件等は引き続き検討・具体化しているため変更になる可能性もあるとしていますので、必ず最新の情報をご確認ください。

「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」概要
(2月24日現在の情報)

給付額	前年または前々年の 対象期間の合計売上 $\text{— 2021年の対象月の売上} \times 3 \text{ヶ月}$	
	●中小法人等 上限60万円 ●個人事業者等 上限30万円	
対象期間	1月～3月	対象月 対象期間から任意に選択した月
給付対象	・緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けた事業者で2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少した事業者	
申請受付開始	3月上旬（予定）	
詳細・問い合わせ	経済産業省 TEL：0120-211-240	
	※BA東京 新型コロナ情報は下記へアクセスしてください。 https://measure.beauty-city.com	

東京都の新型コロナウイルス感染症相談窓口

- 不安に思う方（感染予防が知りたい、感染したかもしれない）
新型コロナコールセンター TEL0570-550571
午前9時～午後10時(土日祝含む)
- 発熱等の症状が生じた方（かかりつけ医がいない場合等）
東京都発熱相談センター TEL03-5320-4592
24時間対応（土日祝日含む）

厚労省

マイナンバーカードの取得と
利活用の促進を呼びかけ

厚生労働省はマイナンバーカード事業による消費活性化策や3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を全連を通じて呼びかけています。マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト削減に繋がることが期待されます。また、コンビニでの各種証明書の取得や、お悔み申し上げます
穂戸田和子さん（葛飾北）
(令和3年2月1日)

三月二十一日頃には太陽が春分点に達し昼夜の時間が等しくなるので中日とも言うらしい。待ち遠しい季節になる。俳句の季語には啓蟄、秋分、春分、春の宵、暖、花冷え、木の芽時等、春にちなんだものが限りなくある。人の節目も新年度を迎え心新たに気合が入る。人生の言葉としても何げなく耳にした貴重な言葉が沢山ある。「できること」が増えるより「楽しめること」が増えた方がいい。人間ができることは、コンピュータなどがどんどんやってくれるようになっていく今日であるが、あらゆることに楽しみを見付けることは人間だけに許された特権である。ものごとは見方によってプラスにもマイナスにも見える。できるだけプラスに見よう。それは、あなたの人生を強く牽引してくれるはずだ。また、自分自身にこそあばたもえくぼで接しなさいと言いたい。自分で自分を評価できないで、どうして長い人生を生きたらようか。笑うことは最も簡単な正攻法、笑顔は相手を快くさせるだけでなく、自身の心まで解きほぐしてくれる。健康にも良い。お客様も増える。笑。
(因幡)

代々木交差点

ることに楽しみを見付けることは人間だけに許された特権である。ものごとは見方によってプラスにもマイナスにも見える。できるだけプラスに見よう。それは、あなたの人生を強く牽引してくれるはずだ。また、自分自身にこそあばたもえくぼで接しなさいと言いたい。自分で自分を評価できないで、どうして長い人生を生きたらようか。笑うことは最も簡単な正攻法、笑顔は相手を快くさせるだけでなく、自身の心まで解きほぐしてくれる。健康にも良い。お客様も増える。笑。
(因幡)

無料

パソコン出張サポート
お気軽にご利用ください

- パソコン操作上のお悩み解決(パソコンであれがしたい、これがしたい)(相談事例)
- ・ワード、エクセルの便利な使い方・パソコンでチラシなどを作成したい
- ・写真の取込み方法・HPの作成・更新方法など
- PC本体や周辺機器のトラブル、ネットワーク障害のお悩み解決(相談事例)
- ・パソコンが起動しない・

ネットにつながらない
・新規導入PCのセットアップ・プリンタが使えないなど
申込先 プラネットワークス(株)ジャパンエイドPC救急隊
0120-859-910
携帯・PHSからは03-5728-3575(24時間受付年中無休)

「指導センター無料出張サポートをお願いします」と必ずお伝えください。
・内容によっては、ご要望に応じられない場合があります。ハードウェア・ソフトウェアの新設等は別途有料となります。
お問合せ先 東京都生活衛生営業指導センター
TEL 03-3445-8751

これにはTMモードの技術を活用した様々な年代のアレンジスタイルが掲載されており、利用者にヘアスタイルを選んでいただけるようになっています。

BA東京の皆様へ

管理美容師資格認定講習会開催のご案内

受講をご希望の方は3月12日までに所属のBA東京支部へご連絡ください。詳細は本紙同封のチラシをご覧ください。(但し、定数に達し次第締め切りとします。)

お問合せ BA東京事務局 TEL03-3370-2131

団体別採用力
ス。バイラルアップ事業報告

好事例サロン紹介

公益財団法人東京しごと財団からの受託事業である「団体別採用力スバイラルアップ事業」は、事前に選定した25の支援先サロンを対象に働き方改革と女性活躍推進をテーマに支援を行っています。今回は支援先

入により、スタッフの就業意欲の向上や、ママ美容師・休眠美容師などの新たな人材の確保につながる狙いです。都内22店舗のサロンを経営するBサロンでは、新卒から60歳オーバーの方まで、幅広い方が働いています。60歳以上の方でも働きやすいよう、時短勤務の制度の整備を行い、ママ美容師や子育てを終えた女性美

容師を採用。年齢層や勤務形態の幅を広げたことにより、定着率と生産性が向上したとのこと。
美容業において、働き方改革は、人材を確保するうえで取り組まなくてはならない重要なテーマです。自サロンの働き方改革について、先進的なサロンの取り組みをもとに、見直ししてみるのはいかがでしょうか。

全美連

「ゆるふあナチュラルヘア」
ヘアカタログ本誌に同封



BA東京加盟の組合員の皆様には、本紙にこのヘアカタログを同封していますので、ご利用ください。

新型コロナウイルス感染予防対策を実施し BA東京サロン限定

「新しい生活様式対応サロン」の
ステッカーを貼ろう

BA東京では新型コロナウイルス感染防止の為に衛生講習会を自主学習で随時実施しています。全美連のガイドラインに基づいて予防対策を7日間実施し、その報告書を提出していただき、実施基準を満たしたサロンには右のステッカーを送付します。

お申込み、詳細は同封チラシをご覧ください。

東京都美容生活衛生同業組合(BA東京)



東京美容家集団

Tokyo Beautician Association

TBA NEWS

各種実技講習会のお知らせ

(注)受講料に **TM**:TBA会員 / **TS**:TBA会員の店の従業員 / **BM**:BA東京組員 / **BS**:BA東京の店の従業員 / **V**:ビジター

へア

◆世界チャンピオン直伝! Kicアカデミー クリエイティブアップコース 上級 3日間コース：18,000円

昨年度からスタートし、受講生の皆様からご好評をいただいているこの講習会。新型コロナウイルスの影響により中止となっていた上級編がついに復活！各種編み込み、前髪デザイン等を組み合わせ、サロンワークに生かせる作品を伝授いたします。（緊急事態宣言を受け日程及び時間帯を変更しております。）

日 時 4/20(火)、4/27(火)、6/29(火) 13：00～16：00
講 師 Kic（渋谷きく子：1992年世界美容技術選手権優勝）

T B A 賛助会員のご紹介

社名	連絡先	取扱商品	QRコード
株式会社アリミノ	03-3363-8211	コールドパーマ液、ヘアカラー、スタイリング剤、シャンプー、ヘアケア製品、スキンケア製品他	
株式会社サナムラー	03-3845-4165	帯揚げ、髪飾り、振袖小物・草履バッグ、婚礼用品、帯締め、ヘアパーツなど多種多様な和装小物	
タカラベルモント株式会社	03-3403-2427	理美容椅子及び関連機器等、頭髮化粧品 基礎化粧品等、美容室サロン等の設計、施工他	
滝川株式会社	03-3845-2111	理容・美容・エステティック・ネイルに関する用品販売、設計・施工、教育事業他	
有限会社はとり	025-757-8906	着物・帯・小物類の販売及びレンタル・着物病院・オゾン生成機・各種健康グッズ他	
株式会社ヒカリ	03-3973-1626	理美容シザーズ、キューティクルニッパー他	

「被保険者証」四月一日から更新されます。

現在使用している「被保険者証」の有効期限は、三月三十一日までとなっております。四月一日からは新しい「被保険者証」に次のとおり更新されます。

更新の時期
令和三年四月一日

有効期限
令和四年三月三十一日

但し、後期高齢者（75歳以上）になる方は誕生日の前日

色調
サーモン色（ひとり一枚）

枚つづのカード様式）

更新の方法
各事業所あてに三月中旬から下旬に、直接送付いたします。

現在ご使用中の「被保険者証」の有効期限は、三月三十一日までとなっておりますので、四月一日以降、病院等に受診の際には、新しい「被保険者証」をご提示下さい。

※誤字・脱字等がありましたら、事務局までご連絡して下さい。

「被保険者証等に個人を識別する校番が記載されます。

今月から「オンライン資格確認」が、一部の医療機関から始まることにより、被保険者証・高齢受給者証（七十歳以上の方）・限度額適用認定証に個人を識別する二桁の番号の校番が記載されます。

新型コロナウイルス感染症に係る「保険料減免の申請期限は、三月三十一日までとなります。また「傷病手当金は、六月日までです。

※お早めにご申請下さい。又申請期限に遅れる場合は、事務局までお問い合わせください。

令和3年
2月1日現在
被保険者数
22,885人

事業主組員
3,381人

従業員組員
13,682人

同一世帯家族
5,822人

「被保険者証等に個人を識別する校番が記載されます。

今月から「オンライン資格確認」が、一部の医療機関から始まることにより、被保険者証・高齢受給者証（七十歳以上の方）・限度額適用認定証に個人を識別する二桁の番号の校番が記載されます。

新型コロナウイルス感染症に係る「保険料減免の申請期限は、三月三十一日までとなります。また「傷病手当金は、六月日までです。

※お早めにご申請下さい。又申請期限に遅れる場合は、事務局までお問い合わせください。

「ジェネリック医薬品希望シール」の配布について

ジェネリック医薬品希望シールを気兼ねなくご利用下さい。それがやがて、誰もがいつでも安心して医療を受けられる医療保険制度を守り続けることにつながります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ジェネリック医薬品とは、低価格なうえ、安全性や効き目は新薬と同等と認められている後発医薬品のことです。ジェネリック医薬品の使用は、薬代が節約できるだけでなく、年々増える国民医療費の節減にもつながります。

柔道整復師の施術を受ける方へ

柔道整復師による施術は、保険証を使える施術の範囲が決められています。施術前によくご確認ください。適切な施術を受けるようご協力をお願いいたします。

（注意事項）

- ・症状の改善の見られない長期の療養の場合、内科的な要因も考えられるので、医師の診断を受けてください。
- ・病院、診療所などで治療をしながら、同じ傷に対して同じ時期に柔道整復師の施術を受ける場合は全額自己負担になります。
- ・領収書を必ずもらい、後で金額等を確認できるようにしておきましょう。

（領収書の無料発行は義務づけられていません。）

保険証を使える施術（1〜3割負担）

- ・外傷性のねんざ・打撲
- ・緊急の場合の骨折及び脱臼（応急処置後に医師の同意が必要）
- ・医師の同意を受けている骨折及び脱臼

保険証を使えない施術（10割負担）

- ・単なる疲労、あるいは慢性的要因による肩こりなど。
- ・運動などによる肉体的労改善のための施術。
- ・仕事や通勤途中に受

東京美容国民健康保険組合に加入の皆様へ

この「BA東京タイムス」は東京都美容生活衛生同業組合（以下、「BA東京」という）の組合員に配布している機関紙ですが、現在、東京美容国民健康保険組合の組合員でBA東京に未加入の方にはBA東京の事業や活動を知って頂きたく「国民健康保険料納入通知書」に同封させていただいています。BA東京へのお問合せ、ご加入については下記までご連絡ください。BA東京の各種制度のご利用は加入後からとなります。なお、BA東京タイムスに掲載案内されている同封物などは入っていませんので、ご了承ください。

東京都美容生活衛生同業組合（BA東京）事務局 Tel 03-3370-2131

美容組合の推薦商品

※お問合せ、ご利用の際は「美容組合の組合員です」とお伝えください。

推薦商品	商品取扱い業者	連絡先
アフラック生命保険株式会社 商品全般（アフラックがん保険 他）	(株)アーバンファミリー	03-3391-8808
丸大ハム 他	丸大食品(株)	03-5677-4031
ダイキン工業 省エネ エアコン	(株)メイセイ	048-294-1031
オーダーメイドウィッグ	(株)アートネイチャー	03-3379-3334
オリリー リフトレプロダクツ製品 (化粧品)	オリリー(株)	06-6376-5555
冠婚葬祭業務	(株)ブレイン アンド パートナーズ	0120-115-900
自然および地震災害による損害調査 コンサルティング	ライフパートナー(株)	090-2525-7827

各種お問合せ・お申込み 東京美容家集団 ☎03-3379-0555

組合の集団扱い総合火災保険は5%安くなる

お得情報

「損害保険ジャパン」と「三井住友海上火災保険」の2社

集団扱いは個人で独自に加入するよりも掛け金が5%安くなるなどのメリットがあります。下記2社が取扱い窓口になっていますが、それぞれ保険内容に特徴がありますので、サロンのご希望に合った内容やご予算でご検討ください。

「美容組合の組合員です」と言ってお問い合わせ・ご相談ください。

■損害保険ジャパン(株)の窓口は(株)セゾン保険サービス 0120-933-427

■三井住友海上火災保険(株)の窓口は 同社 池袋支社 03-3986-3441

困ったときの無料電話法律相談

顧客とのトラブルなど、面倒な問題を抱え込んだ時は美容組合（BA東京）が設置している「電話法律相談」をご利用下さい。組合顧問弁護士が直接対応、無料でアドバイスしてくれます。

●連絡先／塚田法律事務所 ●電話／03-3293-0771

●相談日時／平日 10時～17時（土、日、祝日を除く）

※同じ内容での2回目からの相談は有料になります。